

| 科目名                         |   | 政策法務特殊講義Ⅰ |        |
|-----------------------------|---|-----------|--------|
| 担当教員                        | 三好規正  | 科目区分      | 選択必修科目 |
| 開講区分                        | 前期  | 単位数       | 2単位    |
| 曜日時限                        | 火曜・1時限  | 開講年次      | 1年     |
| 到達目標                        | 自治体における政策法務について、政策法務の意義、政策法務の理論的検討、政策法務の実践、の各視点からその全体像を把握するとともに、各自治体の特徴的な条例の内容を理解し、条例の実効的な活用方策について考察できるようにすることを目標とする。   |           |        |
| 授業概要                        | 自治体は、各分野において政策を実現するためのさまざまな活動を行っている。行政の活動は、法に基づいて適正に行われなければならない。政策立案に当たっては、適切な政策目標を設定するとともに、政策を実現する手段として、条例という自治立法を適切に活用することが重要である。とりわけ、第1次分権改革により2000年4月から機関委任事務が廃止され、自治体の法的権限が拡大したことから、さまざまな政策分野において条例の有効活用が求められており、自治体職員や市民は、集権的な国法システムに代わる、ローカル・ルールとしての条例と政策との関係について、さまざまな角度から理解していくことが不可欠である。このようなことから、本講義においては、政策法務とよばれる学問分野について、入門的なテキストを用いながら政策立案への法的視点と政策実施のための合理的な法制度設計の基礎について学習する。 |           |        |
| 授業計画                        |   |           |        |
| 回数                          | 内容  |           |        |
| 第1回                         | イントロダクション   |           |        |
| 第2回                         | 政策法務とは  |           |        |
| 第3回                         | 政策法務の歩み   |           |        |
| 第4回                         | 分野別条例の概観  |           |        |
| 第5回                         | 住民参加と政策法務   |           |        |
| 第6回                         | 政策分析の基礎   |           |        |
| 第7回                         | 立法事実と条例評価   |           |        |
| 第8回                         | 政策手法と条例   |           |        |
| 第9回                         | 憲法と条例   |           |        |
| 第10回                        | 分権改革の到達点  |           |        |
| 第11回                        | 条例制定権の限界  |           |        |
| 第12回                        | 分権時代の条例のあり方   |           |        |
| 第13回                        | 立法法務の実践   |           |        |
| 第14回                        | 執行法務の実践   |           |        |
| 第15回                        | 争訟・執行法務の実践  |           |        |
| 準備学習等<br>(課題・予習・復習・調査等)     | 受講者全員が、あらかじめテキストの割当箇所を読んで考察を行う。各回の報告担当者は、レジュメに要点をまとめて報告し、全員で討議を行う。講義は、双方向型で、質疑応答を中心に進める。  |           |        |
| 評価方法・基準<br>・講評の方法           | 授業時における質疑応答(50%)、レポート(50%)により総合的に評価する。講評については、メールで個別に対応する。詳細については、授業で連絡する。  |           |        |
| テキスト・参考書                    | 磯崎初仁『自治体政策法務講義』第一法規、2012年、2,381円(税別)<br>この他、適時、関連論文や資料等を配布する。   |           |        |
| 前年度の授業を<br>ふまえた今年度<br>の授業方針 | 社会人の受講生が多いことをふまえ、できるだけ実践的な講義内容とすることを心がけたい。  |           |        |
| 学生への<br>メッセージ               | 政策法務の知識を身につけることは、公務員のみならず、市民にとっても、わが国の法制度のあり方を考え、様々な地域課題を解決するための重要なツールとなります。皆さんの積極的な受講を期待しています。   |           |        |
| 授業に参考と<br>なるサイト             | 総務省ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/">http://www.soumu.go.jp/</a><br>法令データ提供システム <a href="http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a><br>その他各都道府県、市町村のホームページの「例規」のサイト  |           |        |

|        |  |
|--------|--|
| 関連する画像 |  |
| その他・備考 |  |